

1号建物2階便所排水管修繕工事

工事件名	1号建物2階便所排水管修繕工事	図面 番号	仕様書 番 号
名 称	表 紙	1／5	5 3
陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		令和 8年 8月 24日	

仕 様 書

1 件 名

1号建物2階便所排水管修繕工事

2 場 所

栃木県宇都宮市茂原1－5－45 陸上自衛隊宇都宮駐屯地

3 工事期間

契約締結日から令和9年3月19日

4 概 要

- (1) 機械設備工事（改修） 一式
- (2) その他付帯工事 一式

5 一般事項

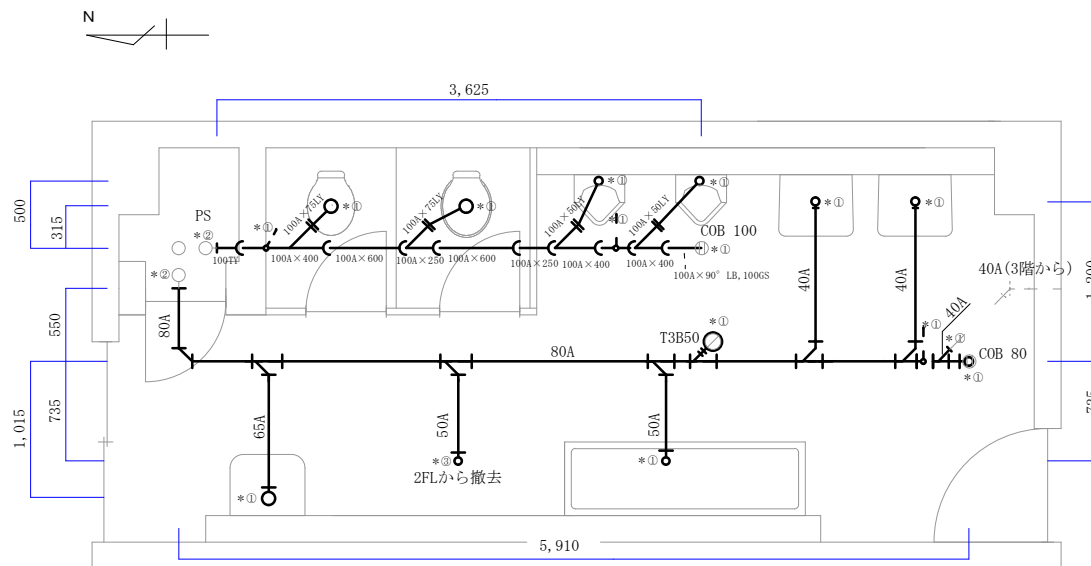
- (1) 本工事は、本仕様書による他、下記仕様書及び関係諸規則に基づき監督官の指示により丁寧かつ確実に工事する。
国土交通省監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事、機械設備工事）」
国土交通省監修「公共建築改修標準仕様書（建築工事編、電気設備工事、機械設備工事）」
国土交通省監修「公共建築工事積算基準仕様書」
- (2) 仕様書に明記なき事項であっても、工世上、当然必要となるものについては請負者の責任により実施する。なお、その他不明な事項等疑義が生じた場合はその都度監督官と協議し指示に従うものとする。
- (3) 本工事は原則として、平日の8時15分から17時00分までの間で実施とする。
- (4) 本工事は、本仕様に対し十分な知識、経験及び技術を有し、工事を確実に遂行できる者により実施とする。
- (5) 現場の納まりまたは取り合わせ等により、材料及び寸法等に軽微な変更が必要となる場合は、監督官と協議を行い指示に従うものとする。なお、軽微な変更に伴う請負金額の変更及び工期の延長は実施しないものとする。
- (6) 工事実施に関して、隊員及び部外者に傷害等を与えた場合、または施設等に汚損を与えた場合は、請負者の責任において復旧及び保障するものとする。
- (7) 使用材料は仮設材を除きすべて新品とし、官側検査を受け合格したものを使用する。
- (8) 請負業者は現場代理人等を指定し、関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。また、危険性のある場所には危険表示等の処置を行うものとする。
- (9) 工事現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。
- (10) 本工事に必要な電気、水等は請負業者の負担とする。
- (11) 工事写真は、各工事の工事前・工事中・工事後、使用材料及び工事後隠蔽になる箇所、その他監督官の指示する箇所を撮影し、整理の上1部提出するものとする。
- (12) 本工事に必要な申請及び提出書類は官側の示す規格様式で作成し提出するものとする。
提出書類については、契約後に官側の指示する書式に基づき必要書類を提出する。
- (13) 撤去品が発生した場合、金属類発生材は、発生材引継書提出後監督官が指示する場所に搬入するものとし、その他は全て廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理する。
- (14) 現場代理人は、工事がある時は現場へ常駐すること。下請作業者のみ工事は禁止とする。

- (15) 本工事の瑕疵期間は工事完成検査後1年間とする。
- (16) 本仕様書及び図面に記載並びに監督官の指示がなくとも技術的に当然なすべき事は実施すること。その他、不明な事項等疑義が生じた場合は、その都度監督官と協議し、監督官の指示に従う。

6 特記事項

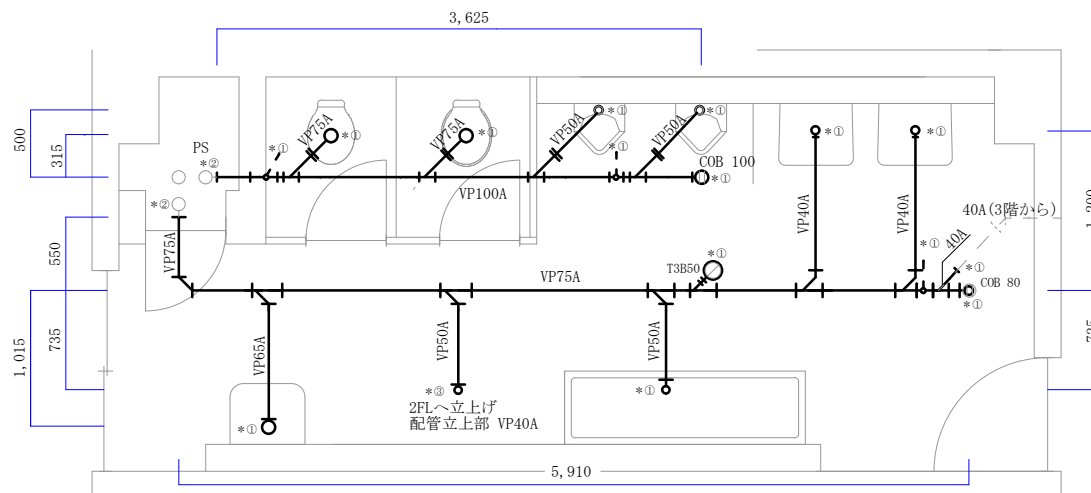
- (1) 本件に使用する材料は、本仕様書及び図面に定める品質及び性能を有する新品とし、監督官の検査を受け合格を得たものとする。
- (2) 本仕様書及び図面に記載並びに監督官の指示がなくとも技術的に当然なすべき事は実施するものとする。
- (3) 本仕様書及び図面に記載の寸法はあくまでも標準を示したものであるため、必ず現場確認を行い、工事するものとする。
- (4) 断水又は停電が必要な場合は、事前に監督官と協議するものとする。
- (5) 本件の工事については、契約締結後速やかに監督官と打合せを実施するものとし、細部日程については、監督官との調整によるものとする。
- (6) 工事に必要な材料及び工種等については、詳細図等を参照すること。
- (7) 工事開始前に、養生を実施し、工事完了後は清掃を実施すること。
- (8) 工事完了後、工事監督官および検査官の確認を以って完了とする。
- (9) 監督官及び検査官からの修正指示については、請負者負担により修正実施すること。
- (10) 本工事により発生した産業廃棄物については、請負者の責任において場外処分し、産業廃棄物処理表（マニフェスト）E票の写しを監督官へ提出する。
- (11) 天井面及び既設配管撤去後、配管施工前に施工図を監督官に提出すること。
工事完了後は、監督官に完成施工図を提出とする。提出様式等は契約後に指示とする。

工事件名	1号建物2階便所排水管修繕工事	図面番号
名 称	仕様書	2/5
陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		令和 8年 8月 24日



既設配管撤去図 2階便所・洗面所（配管は1階天井部）

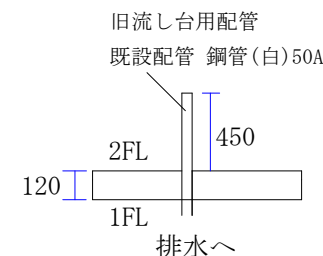
*既設80A、100A箇所は排水用鋳鉄管、器具等との接続は鉛管
それ以外の既設排水管は配管用炭素鋼管（白）



新設配管施工図 2階便所・洗面所（配管は1階天井部）

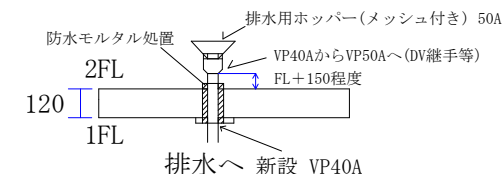
凡例

記号	凡例	記号	凡例
—	配管(継手含む) 保温種別 c-イ-VII	⊗	床排水トラップ(既設流用)
—C	排水用鋳鉄管(100A)	⊕	掃除口(既設流用)
(50A)	通気管(50A既設流用)	*①	配管接続部① 特記参照
○	通気管～配管接続部	*②	配管接続部② 特記参照
PS	パイプシャフト	*③	配管接続部③ 特記参照



*③箇所 改修前図

既設配管を切断し、新設配管敷設後
フロア上部にて排水用ホッパーを取付すること
貫通部は防水モルタル処置とする



*③箇所 改修後図

特記事項

左図は排水管施工箇所を示す。寸法については設計寸法とする。

*①は既設排水管との接続を示す。既設配管立上部で接続可能な箇所にて切断した後、異種間継手(参考：MDジョイント等)にて既設配管と新設配管を接続とする。

配管立上部の設計寸法は800mmとする。(加工分含む)

*②は既設排水主管との接続を示す。配管切断後、本箇所を使用して漏水確認(満水試験)を、実施した後に異種間継手(参考：MDジョイント等)にて既設配管と新設配管を接続とする。

配管接続箇所：100A×3(掃除口×1、主管接続部×2)

75A[80A]×5(大便器×2、掃除口×1、主管接続部×2)

65A×1(掃除流し台)、

50A×7(小便器×2、流し台×1、排水トラップ×1、通気管×3)

40A×3(洗濯機用×2、3FLからの接続×1)

*③は2階床面配管部への配管施工及び撤去を示す。詳細は上図参照とする。

通気管については既設管流用とし、接続部は異種間継手(参考：MDジョイント)とする。

漏水確認(満水試験)は監督官又は監督官が任命する者が立会とする。

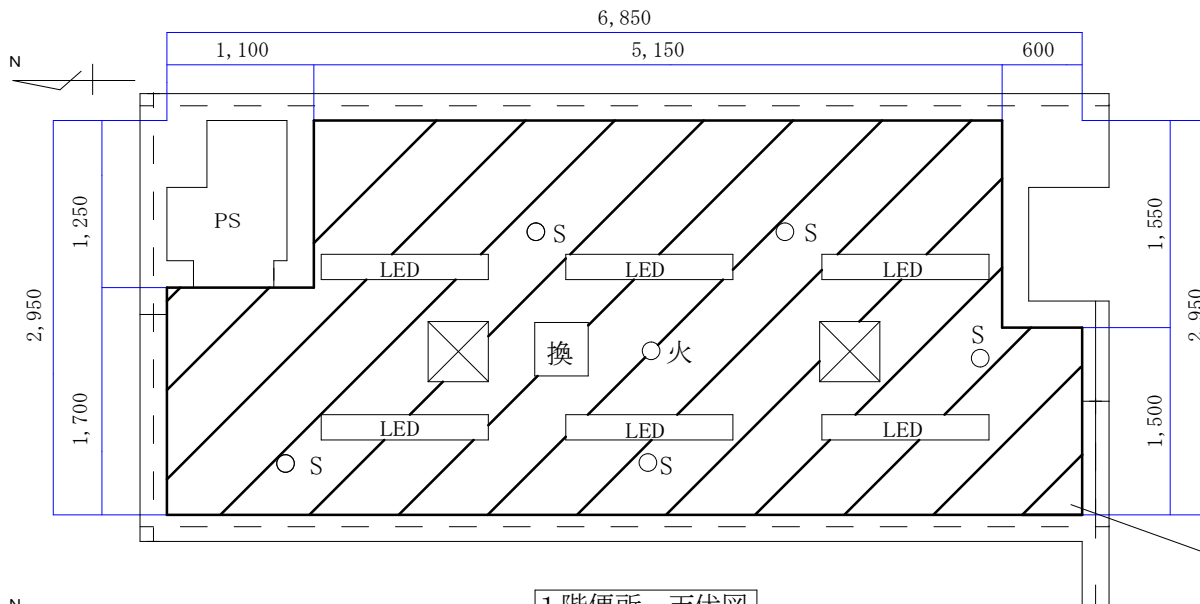
排水管撤去前に既設排水管内の洗浄を実施とする。

施工配管については、1階床面から高さ2700mm～3420mmの間に敷設とする。

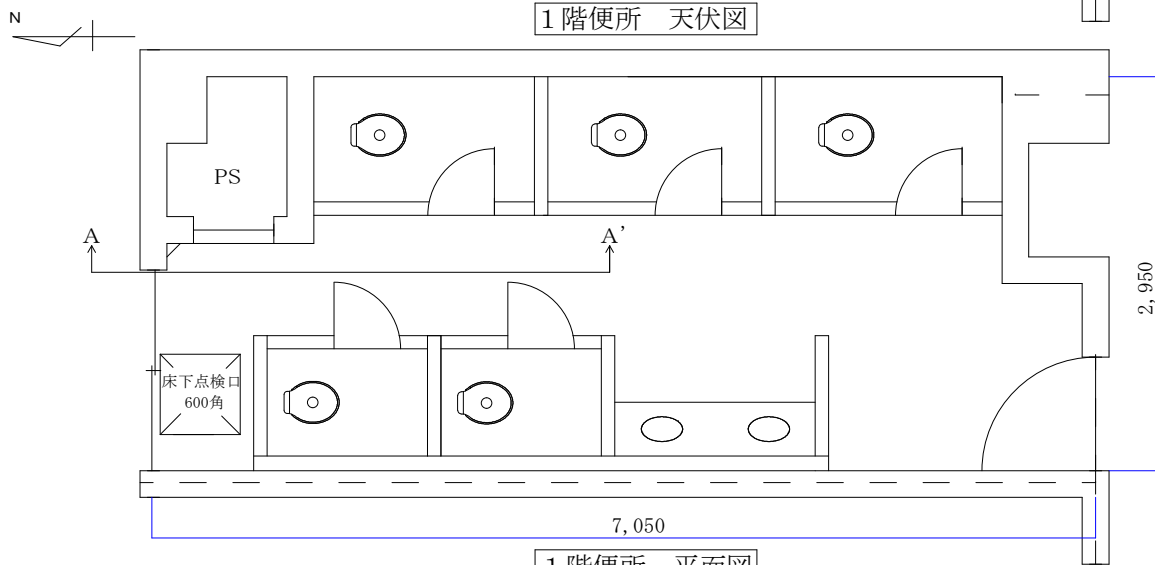
新設排水管の保温材は、保温種別 c-イ-VII(ALGC保温筒+ALGC粘着テープ+ガラスウール保温材)とする。

施工用の足場については、脚立足場(内部仕上足場)とする。

工事件名	1号建物2階便所排水管修繕工事	図面番号	4/5
種別	2階便所排水管平面図	縮尺	A3 1/400
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		



1階便所 天伏図



1階便所 平面図

特記事項：本図は1階便所の既設状態について記載するもの。

本工事では、2階便所の排水管を改修するため、1階便所の天井部を撤去・再施工とする。
2階便所の排水管を改修した後に、監督官の許可を得てから天井を既設状態に戻すとする。
なお天井部の照明、照度センサー、火災検知器、天井換気扇は一時撤去、再取付とする。
火災検知器[熱感知器]は、再取付後、監督官立会の元、動作確認試験を実施とする。
1階便所部は作業前に養生を実施し、作業完了後において清掃を行うものとする。

凡例

記号	名称	備考(切り欠き寸法)
LED	LED照明器具	W120-L1261
換	天井埋込換気扇	□310
S ○	照度センサー	φ70
火 ○	火災検知器[熱感知器]	露出(切り欠き不要)
☒	天井点検口(□600)	□600
斜線	天井部(施工箇所)	詳細は下記参照

天井面 撤去・再施工箇所

1 けい酸カルシウム板張り(目透し)

厚さ 6mm、□910×910

天井と壁との間には天井用見切縁(材)を施工とする

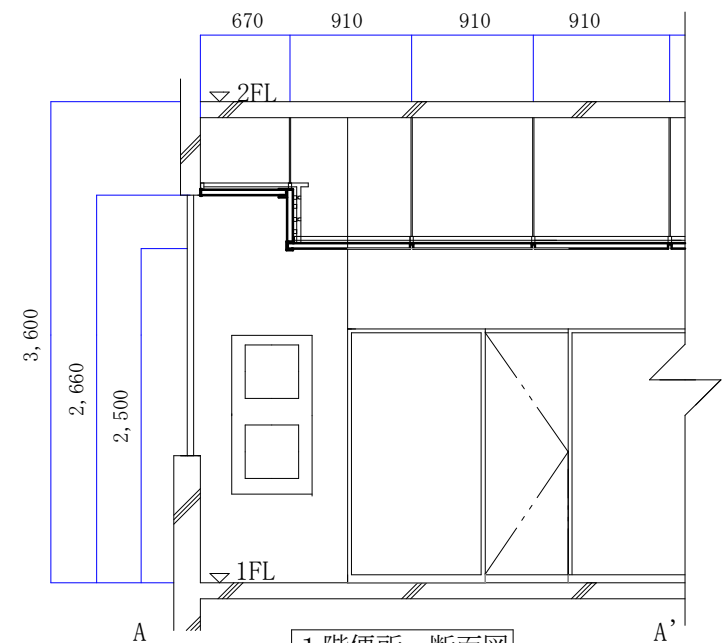
2 天井面塗装

合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP) B種

3 天井面切り欠き

4 照明等一時取り外し・再取付(天井見切縁有り)

*軽量鉄骨、点検口、野縁等は既設流用とする。



1階便所 断面図

工事件名	1号庁舎2階便所排水管補修工事	図面番号	5/5
種別	1階便所 詳細図	縮尺	A3 1/250
作成部隊	陸上自衛隊宇都宮駐屯地業務隊管理科		